

衆議院 法務委員會議録 第三号

昭和三十年十二月八日(不曜日)

午後二時一分開議

出席委員

- 委員長 高橋 禎一君
- 理事 池田 清志君 理事 椎名 隆君
- 理事 高瀬 傳君 理事 福井 盛太郎君
- 理事 三田村武夫君 理事 田中幾三郎君
- 小島 徹三君 花村 四郎君
- 古島 義英君 松永 東君
- 横井 太郎君 横川 重次君
- 細田 綱吉君 吉田 賢一君

出席國務大臣

- 法務大臣 牧野 良三君
- 出府政府委員

委員外の出席者

- 検事(入国管理局長) 下牧 武君
- 検事(入国管理局長) 小本 貞一君
- 専門員 小本 貞一君

十二月七日

委員高木松吉君辞任につき、その補欠として草野一郎君が議長の名指で委員に選任された。

委員吉田賢一君辞任につき、その補欠として大西正道君が議長の名指で委員に選任された。

同日

委員大西正道君辞任につき、その補欠として吉田賢一君が議長の名指で委員に選任された。

理事馬場元治君、山本兼吉君及び田

中幾三郎君委員辞任につき、その補欠として椎名隆君、高瀬傳君及び田中幾三郎君が理事に当選した。

理事古島義英君理事辞任につき、その補欠として池田清志君が理事に当選した。

十二月七日
新得町に簡易裁判所等設置の請願(本名武君紹介)第一六一号の審査を本委員会に付託された。

最高裁判所の機構改革に関する陳情書(東京都千代田区墨ヶ岡一丁目日本弁護士連合会長大西耕三)第三〇号

長崎裁判所の建設促進に関する陳情書外一件(長崎商工会議所会頭中部悦良外九名)第三一号

戦争受刑者の早期釈放に関する陳情書外七件(栃木県議会議長稲川時外七名)第三二号

戦争受刑者の早期釈放等に関する陳情書外五件(萩市議會議長村田正雄外十二名)第三三号

本日の會議に付した案件
理事の互選
法務行政に関する件

○高橋委員長 これより法務委員会を開会いたします。
本日の日程に入る前に、まず理事の

辞任及び補欠選任についてお諮りいたします。すなわち、理事古島義英君から辞任の申し出がありますので、これを許可することとし、なお、委員異動に伴って理事が三名欠員となっております。従って、現在理事が四名欠員となりますので、その補欠として、理事に

椎名 隆君 池田 清志君
高瀬 傳君 田中幾三郎君

○高橋委員長 御異議なければ、さよう御指名申し上げます。
それでは、法務行政に関して調査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。三田村武夫君。

○三田村委員 前回の当委員会と同僚古屋委員から興安丸に関する御質疑がありまして、まだこの御質疑は結論に達していません。古屋委員は他の用件のために御出席がおくれしておりますが、この興安丸問題に関連して、また、今日世上最も注目すべき問題になっております李ラインにおける日本漁船捕獲問題、さらに、それに関連いたしました、これもまた予算委員会その他の委員会で大いに論議されております大村収容所における収容中の韓国人釈放問題、これらの問題に関連して二、三お尋ねいたしておきたいと思っております。

興安丸問題に関連したお尋ねは、古

屋委員の御質疑の進行と見合せてさら

にいたしたいと思っておりますが、まず、この大村収容所に収容されております韓国人、これは韓国人という言葉が法的に適切であるかどうかは別にいたしまして、俗に言う朝鮮の人です。これと韓国の乗組員の人々の釈放とを、交換と

いいますか、そういう一つの政治的含みのもとに釈放したらどうかというよう

な御議論があるようでありまして、入国管理局長官として、この問題を現在どのようにお考えになっておりますか、まずその点からお尋ねいたしたいと思っております。

○内田政府委員 われわれ事務当局が現在考えております考え方を率直にお答え申し上げます。

三田村委員もよく御承知のことと存じますが、遺憾ながら日本におります朝鮮人、先ほど委員もおっしゃいました意味で申し上げます朝鮮人のございですが、非常に犯罪者が多いのでございまして、現在刑務所におります人員総数約六万のうち、ほぼその一割が朝鮮人によって占められておるとい

う現状でございます。これを全人口の比率から考えますと、日本人の犯罪率に比べてまして十数倍という実情でございます。その結果、出入国管理令によりまして、御承知の通り、その二十四条に退去強制に付してよい場合のことが列挙してございますが、その中の第四項、本邦に在留する外国人で左に掲げ

る者の一に該当するものという中の、

今問題になっておりますのは主としてこれでございますが、そのリ号に、一、無期又は一年をこえる懲役若しくは禁錮に処せられた者。但し、執行猶予の言渡を受けた者を除く。、こういう条文がございまして、この条項に該当いたします朝鮮人の数は非常に多いのでございます。しかしながら、他面、日韓の間にかねて外交上の問題になりながらいまだ解決していない彼らの処遇の問題というものがございまして、韓国のいるいる主張しております言

い分にもわれわれとして相当耳を傾けてやらねばならない主張もございまして、この条項をそのままに適用いたしまして退去に付するというのが妥当とはわれわれ自身考えておりません。その結果、実際刑務所で刑期を終りまして出て参りました者の中から、大体、われわれの基準で申しますと、非常に凶悪な悪質な犯罪者、たとえて申しますならば殺人とか強盗とかいう種類の犯罪者、あるいはたとえば麻薬関係、それからヒロポンの、これも単に媒介とか使用したというのでなくして、製造をやっておるといふような非常に悪質な者、あるいは普通の犯罪者でございまして大体三犯以上くらいのもので、われわれの観念からいたしましては、これ以上いふふうには認めざるを得ないような悪質者を退去強制処分を付しております。そうしてそれを大村に送っております。そうして、これは大村に収容すること自体が目的という

わけでは毛頭ないのでございまして、通常の場合退去強制処分を付しました者はその退去の確保をいたしますために収容しておりますのでございまして。従って、通常の国家の場合ですと、ほとんど一月以内に相手の国がそれを引き取りますので、収容生活というものはきわめて短期で済むのでございましてが、韓国の場合、これをなかなか引き取りませんでしたために、遺憾ながら収容が相当長期にわたってはおりますが、しかし、それは収容そのものがあくまで目的ではないのでございまして、従いまして、向うが引き取ると申しますならば、きょうにでもみんな渡してやりたいと意味の収容でございまして。現在どうした種類の人が約三百七十名ほどになっております。韓国側は、これに對しまして、戦前から朝鮮人については、日本にいわば永住権があると申しますか、これらの者について日本政府が一方的に退去処分を付するのは妥当ではないという主張のもとに、今日までその引き取りを延ばして参っております。

ところが、先般来日本人の漁民で向うに御留されておる者につきましては、これは、われわれの方から申せば、李ラインを越えたということ自体が何も違法ではないと信じておるわけでございますが、それを向うの法律によりまして刑罰に処しましたあと、向うの刑務所を出てきました収容施設におる者、刑期を終った者までも引き渡さない。俗な言葉で申しますならば人質に取っておるといふ格好で、この積放と交換のような形で大村収容所の今申し上げましたような人間を国内において釈放しろという要求を出してきております。これは、われわれの観点からいたしますならば、本来の話の筋として全く間違っておるのみならず、われわれの角度から申しますならば、もちろん刑期が済んだ者なんだから日本人でも同じではないかというような議論もございまして、実際問題として、今の日本の状況におきましては、日本人でもなかなか就職などはむずかしいのでございまして、いわんや、こうした刑務所生活ばかりをやつてきたような朝鮮人が就職したというところとはなかなか困難であります関係もございまして、こうした人々を無条件で釈放するというようなことは、ここに刑事局長もいっしやいしますが、あるいは國警の方も治安関係の面で非常に強い反対意見を持っておられますし、またわれわれ入管の方の立場から申しまして、従来の韓国政府のやり方にかんがみまして、こういうことで一歩退いて一つの既成事実を作られますと、それを種にして将来非常に悪い朝鮮人も退去させることができない、實際上これらの者に対する管理行政上非常に支障を来たすおそれがあるというふうなことで、われわれ事務当局といたしましてはこれに相当な反対意見を持っておるといふのが現在の状況でございまして。

○三田村委員 もう少し事務的に管理局長と刑事局長の御意見を伺ったあとに法務大臣から御見解を伺いたいと思つたのですが、法務大臣は二時二十分から予算委員会においでになるのでありまして、大臣は非常に練達堪能、頭脳鋭敏な方でありまして、すでにこの問題は十分御承知と思つたので、要点のみを伺ひまして、大臣の御意見を聞きたいと思つた。今内田局長の申されました通り、この問題は非常に大きな政治問題であると同時に外交問題にもなつております。大村収容所に収容されております朝鮮人の釈放問題については二つの面がある。一つは人権上の問題、一つは治安上の問題であります。この二つの面から見まして、法的に根拠を持って収容されておるものであります。あまにも長く収容所生活を継続せしめるということは、人権上の問題から検討の要があると思つた。これを将来どうさばいていくか。端的に申しますと、今局長が言われたように、韓国側が引き取つてくれないとしますと、だんだんたまらばかりでありまして、どこにもはけ口がないというやうな問題が起きます。この問題をどう処理していくか。これは法律上の根拠も検討を加えなければならぬと思つた。それと、一面、今内田局長が言われましたように、いわば相当悪質な朝鮮人、これを収容所から出すといたしますと、治安上の問題が起つてくるのであります。これは相当大きな治安上の問題が起つて参りますから、法務当局としても十分お考えにならなければならぬと思つた。この二つの面から、一体この問題をどう扱うかというところは私は非常に重要だと思つた。

○三田村委員 もう一つの面を申しますと、今収容所を収容しておるのは明らかに法的根拠を持ってやつておる。法的根拠のあるものを、ここで政治的要求によつて処置するということになりますと、もとより韓国側に御留されておる日本の漁民の方々には一日も早く帰つてもらいたい、これはわれわれの切実な要求であり、当然な主張であります。同時に、われわれの立場から見ますと、ただ政治的要求だけで取引のやうな格好で釈放するということになりますと、これを押えておる法の權威、根拠がなくなつてしまふ。この点も十分考慮しなければなりません。もう一つは、どういふ方針をお持ちになつておられますか、まずこの点について大臣の御見解を伺ひたいと思つた。

○牧野國務大臣 お答え申します。行政事務としては非常に取扱いがむずかしいのでございまして。しかし、今三田村さんの言われた通り、事は外交上、政治上に重要なんでございまして、適当な措置をとるべきだと仰せられたことはその通りでございまして。この点は外務大臣からの心配もありまして、これは外務、法務ばかりではなく關係全員が相当な決心をして責任を持つて前後処置をしなくてはならぬ。よつて大村収容所の問題については、政治的な考慮を加え当面の問題解決に資するということを開僚で打ち合せをいたしました。そこで、私は、皆さんにぜひ御協力をしていただきたいと思つた。こういう人間を強制送還する道がないことではないと思つた。それから一体どうするかという問題は、当局者の独断ではなく、委員会一つ御協議下すつて、こういうことはやれぬか、私は何らかあるように思つた。國際的な問題でありますから、先例がないかというところを調べてもらつた。そうして、外務当局にもその措置について、あなたの方では何らかお考えはないか。強制送還をするということが第一で、それをやらなかつたのは無能だつたのであります。腹がなかつた、決断がなかつたのであります。これを今調べておきます。それで、強制送還をする。強制送還のできないときには、法務当局が責任を持ってやる、これもやむを得ません。それで、韓国の申し出は理不尽であります。理不尽であるから承知できないというだけじゃ問題は解決いたしません。でありますから、これに對しては、私は、委員会の皆さんと御相談して、お知恵を借りたい、そして遺憾なきを期したい、相當な危険を冒してやるよりしようがない、それまでの決心をいたしておるわけでありまして。

○三田村委員 法務大臣はなかなか聰明な答弁で、こちらで言ひ出した問題が委員会に返つてきたやうな気がいたします。もちろん委員会もその問題を十分心配をしておりますがゆゑに法務大臣にお尋ねするのであります。韓国側の言ひ分はもとより理不尽でありませんが、問題がここまで来た以上、理不尽であるからといって捨てるわけにはいきません。これは政治的裁断、そこに政治があるのでありますから、政治的処置ということが必要であります。同時に、法秩序という面からやはり法務大臣の立場で十分お考えの上、開議の方向を御決定願ひたいと思つた。これは相手は朝鮮人であるがゆゑに申し上げるのではなく、民主国家において一番大切なものは法秩序であります。どの国民であるかと、どの國籍を持つておると、法秩序の守られない法治國家、民主國家というものはないのであります。その責任が今の法務大臣にお考え願ひたい一番重要な点だと思つたのであります。

これは事務的な話になりますから、あ
とから局長に伺いますが、この問題の
焦点に国籍の問題があると思う。韓国
側の言い分からすると、日本に長く
おったのだから、日本の国内で積放し
て日本に置いてもいいじゃないか、こ
れは政治的な言い分ではありません。法律
的な言い分ではありません。その日本
の国内におった朝鮮人が日本人である
かという、そうじゃない。国籍を
持っている。国籍があれば、さっき
内田局長が言われましたように、大体
送還の意思決定をすれば一月以内に
引き取るということは、送り先がわ
かっておるから引き取るのです。受け
取る国も、自分の国の国民だから、国
籍が自分の方だから受け取るのです
が、韓国側では、この大村収容所にお
る者が国籍があるかどうかかわらぬ。
おそらく日本では日本国民としての国
籍もない人だと思っておりますが、
そういう問題も十分御検討の上、大臣
この問題の御裁定を願いたいと思いま
す。

政治的裁断もこの段階にあれば必要
であります。日本国民として日本の
国籍も持たない、そうして非常に犯罪
性を持った者をばらばら国内にまかれ
ても、これは非常に困りますし、一つ
大臣の御決意、——強制送還をやる
とおっしゃいましたが、その裏づけを政
治的にどのように裏づけするか、法律
的にどのように裏づけするか、われわ
れ委員会としても十分検討を加えたい
と思っております。一つ聰明な大臣、大
へん厄介な問題であると思っております
今私が申し上げたこと、すなわち、あ
くまで法秩序を守っていかなければ
ならないのだ。そこにこの問題検討の

焦点を置かれまして、できるだけ早く
解決していただきたいと思っております。
ここで重ねて大臣から伺いたいこと
は、政治的裁断もさることながら、一
番大事なことは、あくまでも法秩序を
守るといふこと、治安面において支障
を来たさないといふこと、これを少く
とも法務当局は問題解決の焦点として
解決に当たっていただきたい、その点の
御所感を重ねて伺っておきたいと思
います。

○牧野國務大臣 それには方法はある
と思っております。あると思っておりますが、当相
大胆不敵な方法です。こういうときに
新例をこしらえて、委員長と理事に
あつせんを願つて、この委員会はほん
とくに練達堪能というよりもむしろエ
キスパートがおられるのですから、一
つ懇談会をやつていただきたい。そし
て、ここの話をしておきたい。そし
ないか、そういう例を委員会に作る
ということには非常にいいことじゃ
ないか、こう思っていますので、私どもは、そ
こまでいきまじやうに御相談してき
めたい、こう思っております。私はそ
れだけの決意を持っております。私に
だけはここで明らかにいたします。最
後実行の場合には御相談すること
をどうかお許し願いたい。

伺いませぬ。どうぞ一つ、練達堪能な
大臣でありますから、政治的な立場も
十分御検討の上、法務当局としてどの
ようにこの問題を処理するかという具
体的な案をできるだけ早くお立て願
ひまして、また委員会にお示しあらんこ
とを切望いたします。大臣に対する
私のお尋ねは終了です。
続いて両局長に事務的な立場からお
尋ねいたします。今大臣にもお尋ねし
ておりますが、今大村収容所に収容され
ておりますいわゆる朝鮮人、これは国
籍はどうなっておりますか。

○内田政府委員 国籍の問題につきま
しては、われわれはまだ向うのはつき
りした承諾を得ておるというわけには
いきませんが、大体片ずりしておる問題
だといふ前提で接しております。と申
しますのは、韓国の独立がいつ行われ
たかといふようなことにつきまして
は、過去の日韓会談についても争いが
あつたのでございしますが、われわれが
終戦後いわゆる朝鮮人を外国人として
取り扱つて参りました実情に對しまし
て、韓国側から、その間それが不当だ
といふような言い分は一ぺんも聞か
されたことはなかつたわけでございます
。むしろ逆に、韓国側は、朝鮮人は
外国人である、特に占領時代の当初に
おきまして、占領国民と同様の待遇を
おきまして、占領国民と同様の待遇を
与えるべきだといふことからもあつ
たと思つて、ことさらに向う側で
外国人であるといふことを非常に強く
主張して参つたいきさつがございま
す。それで、御承知のように、いわゆ
る第三国人などというような言葉も当
時できたわけなのでございしますが、日
韓会談におきましても、従来これらの
韓国人の国籍そのものが争われたとい

うようなことはございませぬ。また、
現に、大村に収容されておりますこれ
らの者につきましてかなくてかこのこ
とを言つて参つておりますそのこと自
体が、韓国はこれらの人間の韓国籍を
認めておる証拠であるとわれわれは考
えております。ただ、問題は、前の日
韓会談でもそうでございしますが、韓
籍の人間ではあるが、特殊の扱いを受
ける人間ではないかと想像いたしてお
ります。われわれといたしましては、今
さら国籍問題が不明であるという立場
は、日本政府としてはとる必要もな
い、またとりたくないと思つており
ます。ただ、今後、これらの者が韓国人
であるといふ前提に立つて、ただ処遇
の問題につきましては、なお折衝の余
地があるかと存じますが、しかし、
われわれは、先ほど来申しましたよう
に、外国人であるからというだけのこ
とで普通のほかの外国人と同様には決
して扱つてはならないわけではござ
いませぬ。日韓会談等に現われまし
た向う側の主張も相当にそれには敬意を
表しまして、實際上これらの者に特別の扱
いを現にやつておるつもりでおるの
でございます。今後の会談の結果どう
なるかは存じませんが、われわれとい
ましては、国籍の問題はすでに片づ
いておる、処遇の問題については片づ
いておる、韓国側の主張を十分参酌し
つつ善処しておるのだといふ建前で参
りたいと思つております。

○三田村委員 国籍の問題についてさ
らに参考のために伺つておきたいの
ですが、今日本の国内におる朝鮮人、六
十万と称し、七十万、正確な数字はつ
かめなまいと思つておりますが、その中で日
本の国籍を持つてゐる者はどのくらい
ございませうか。

○内田政府委員 ただいま申し上げま
した俗に六十万とか七十万とか申して
おりますうちには、帰化したしまして
日本の国籍を持つてしまつた者は入
っていない数字だと私は了解いたしま
す。それから、登録に現われまして五
十七万幾らでございしたかと思いま
すが、その数字を基礎にいたしまし
て、さらに未登録の者が相当あるであ
らうといふ推定で、俗に六十万とか六
十五万とか申しておるわけございま
すが、それはあくまで、ただいま私が
申しました意味の、韓国籍あるいは朝
鮮の籍を持つておる者の数字であり
ます。帰化したしまして者の数がどれ
だけありますか、私今資料を手元に
持つておりませんが、それは俗に
申します六十万とか七十万の中には合
んでおらぬと思つて。

○三田村委員 私、きょうは突然のお
尋ねで、資料も持つておりませぬし
、勉強もいたしてこなかつたのであり
ますが、日本の国内におる朝鮮人ないし
は韓国人で日本の国籍のない者は、こ
れは大村収容所に収容されておる者
全部日本の国籍を持たない者に違ひ
ありませんが、そういう場合、条約上
国際慣例上の取扱いは、日本の国内に
おる第三国人、つまり外国人、これが
犯罪を犯して、日本に居住せしめる
ことが好ましくないという事実ある場
合、法的根拠のある場合は、その国
籍のある朝鮮なら朝鮮、韓国なら韓
国に送還し得ることになつておるの
でしようか。この条約上、外交慣例上
の取扱ひですか。

○内田政府委員 通常の場合で申し上

げますと、ある国に外国人がそこに入国して参ります場合には、いわゆる入国の査証というものを取って入るのであります。その場合に、国際慣行と申しますか、暗黙の了解が通常あるわけでございます。それは平穩にその国の社会生活に適応した生活をするというものが大前提になっておるのだと思ふのであります。従いまして、その人がその生活に合わないという場合に、これを退去せしめるといふのは、これは国際慣行として十分確立されておると信じております。ただ、問題は、今の御質問の意味もそういう意味かと存じますが、長い間一度はその国民であるという形においてそこに生んでおったような人間につきまして、どうするかという問題については、私も勉強不十分でございますが、知っております限りでは、通常国が独立したという場合には、一つには国籍の選択権を認める、そして日本の国籍を選択した場合には日本にとどまる、あるいは向うの国籍を選んだ場合には向うに帰る、こういう例も一つの例として行われておるよう考えております。もっとも、それにつきまして、それは領土の割譲のような場合の例であつて、新たに独立国ができたような場合は例にならぬ、これは当然その国の国籍を取得し、本来ならばその国の国籍がほんとうなんだ、こういう説もございす。ただいま申しましたように、私自身十分に国際法の慣例がこうであるということの断定的に申し上げる材料を持っておりませんが、しかし、少くともわれわれの今の立場は、この問題は、先ほど申し上げましたように、条約上きまる場合で

も、それは処遇の問題に関する日韓間の条約できめられる問題は残つておるけれども、国籍の問題については、すでに日本政府も韓国政府も、協定ではございせんが、おのおのの了解として国籍の問題は片づいておるといふ立場をとつておるわけでございます。

○三田村委員 そうしますと、重ねて伺うまでもないのですが、日本に帰化しない者、帰化手続をしない内地居住の朝鮮人は、全部韓国人もしくは北鮮人民共和国の人だという建前ですね。

○内田政府委員 そうです。

○三田村委員 そうすると、今局長のおっしゃつたように、日本に居住してもらうことが好ましくない犯罪者であるとか、つまり善良な秩序、その国の法に合わない者は、第三国人としてこれを本国に送還するということは、国際慣例上として認められておる原則なんでしょう。その原則に基いて今送還問題が起つておると思ふのですが、きょうは問題を具体的にするために、もう一、二点お尋ねしてみたいのであります。

○内田政府委員 今大村収容所に収容されておる韓国人の中で、今内田局長のおっしゃつたように、在来日本の国内に居住しておつて、犯罪を犯した者、刑余者、そういう立場からどうしても送還したい、こういう立場の人と、それから戦後法を犯して密航してきた者、これは密入国者だからつかまつた以上送り返さなければならぬ、こういう立場の者と、二つあると思ひます。それはどんな分量になつておりますか。

百八十五でございます。そのうち密入国が千二百六十三でございます。それで、これを引きました数が四百二十二となりまして、この中には、いわゆる犯罪以外のもの、と申しますのは、いわゆる不法残留、正規に入りまして、その在留資格がなくなつたにもかかわらずとどまつておるといふような者、そのほかの理由で逮捕になつた者も含まれておりました。先ほど申しましたような、いわゆる凶悪犯罪あるいは暴犯という理由で逮捕した者は、このうち三百七十という数字でございます。

○三田村委員 これは刑事局長でもどちからでもつこうなんです。この千六百八十五という数字の中に、単なる密入国、すなわち出入国管理違反としての処理だけのものと、それから、先ほど来問題になつておる、この人々の国内居住を認める場合に治安上の問題が起つてくる悪質なものを、こういうものに分けがわからぬのです。つまり、密入国というだけのケースで送還の処置をとられておるものと、それから、何べんも何べんも入つてきて、密質の商売であるとか、あるいは麻薬を持つてくる、そういう最も悪質な者で、こんな者を国内に置いたら大へんなことになるというような、そういう種類のものとの量的な分けといたしましては、どうなつておるのですか。

○内田政府委員 密入国者の中にも、確かに、私の記憶しております限り、密入国をして来た上に犯罪をやつたというものが数件ございます。しかし、ただいま三田村委員のおっしゃいますように、密質が目的だといふように認められます者には、むしろ逆に、日本

に在留しながら密質が目的で行つて帰つてきた、あるいは密入国者を日本に連れてくるというふうなブローカーのような立場で行つて帰つてきた者などをこの密入国というカテゴリーに入れておるものもございす。向うから来た者でそういう者もあるかもしれないと思ひますが、現在まで私どもが扱つておりました数回密入国をしておるといふ例を見ますと、これはむしろ、家族の大部分ではないにいたしまして、家族のある部分がちつちつにおりまして、本人は一度帰つていったのだけれども、向うの生活があまりおもしろくないので、こちらの家族を頼つてやつて現行犯といふことでもつかまつてしまつたために帰された、やはりどうしても日本に來たいといふのでまた来る、こういうふうなことで二度三度になつておる実例がございす。特にそれがゆえに悪質である、あるいは特に麻薬などの密輸入を目的にやつておるといふような事例はまだ見つかつておりません。

○三田村委員 私がこれをお尋ねするのは、さつき法務大臣の発言に非常に重要な意味を含んでおるからお尋ねするのです。結局、韓国側の押えておる日本の漁民は人質のような格好で押えられておる。日本の国内で大村収容所に押えておる者を全部釈放しろ、そうしたらおれの方も釈放してやろう、こういうふうな政治的な口実に使われておるようでありまして、あるいは政治的処置としてある程度大村収容所に収容されておるような者を出さなければならぬという時期が来るのではないかと、こういうふうな気がするのであります。

その場合に、私も多少事例について承知しておるのですが、日本に長く居住しておつた者、そうして家族のある部分は現に日本に居住して正業を営んでおる者、これは密入国のケースでとらえられ犯罪者としての決定を受けて大村収容所に送られておるのであります。そういう者は治安上も生活環境の上においてもそう大して心配は要らぬ。生活の根拠もあるのだし、従来平和な生活を営んできた実績を持つておるのでありますから、そう大した心配も要らない。ところが、非常に凶悪な者で、出したらそのとたんからまた密出入国、密貿易をやる、あるいは非常に好ましくない犯罪行為の懸念もあるような人々については、これは非常に問題で、どうにも困るのです。でありますから、そういう点ほどの程度の分量になるか。今の千六百八十五人の中で千二百六十三人ということだと、今朝鮮側に拿捕抑留されているのは六百五十人ですから、同数とんとんで、お前の方で六百五十名出すならおれの方も六百五十名出す、こういう話し合いができるなら、今のような、ただ密入国というケースだけで押えられて、引取り手もあるのだ、家族の一部分も日本の国内におるのだ、こういううめどがつく者は、そう心配は要らぬ、こういう気も私はするのであります。その点はどうですか。大体のその数字の面かららみ合せた当局の御見解を伺いたい。

○内田政府委員 その点、私の言葉が足りなかつたかと存じますが、今、日韓間におきまして問題になつておるものは、この密入国者は除かれておるのであります。向うは、終戦後に日本に入つた者は当然受け取る義務がある

ということを彼ら自身認めておりま
す。ただ、韓国の場合には一般的に義
務を認めてもなかなかそれを履行しな
いという問題がございます。しかし、
いまだかつて、戦後の密入国者を自分
たちは引き取らないということは一べ
んも申しておりません。問題は、戦前
からおります朝鮮人につきましては、
いわゆるこれが犯罪等の理由によつて
どうしても日本に置くのは困る、この
人間について問題を生じておるわけ
でございます。従いまして、ただいま向
うが国内において釈放せよと要求して
おりますのは、まさにこの三百七十名
の犯罪者だけでございます。従いまし
て、今の話がかりにできると仮定し
たしませんが、密入国者の送還とい
うものはすぐにはできず、向うが引き
取ると思ひます。そういう状況でござ
います。

○三田村委員 刑事局長にお尋ねいた
します。今の内田入管局長の御説明で
だんだんわかってきたのであります
が、犯罪者の釈放ですね。これは日本
の国内における日本人の場合も同じよ
うなケースがあるのです。再犯のおそ
れある者は保護観察所というようなど
ころで観護収容する義務があるようで
ありますが、もし韓国人が釈放される
場合、そういう施設とかあるいは手当
の考慮はあつたのでしょうかということ
が一つ。それから、さつき法務大臣に
私が念を押した、治安上の観点から法
務当局として責任が責えるかというこ
とが一点。もう一つ、法の權威とか法
の秩序という上から言つて、政治的な
あるいは外交上の要望、希望、要求と
いう面から法的根拠を欠いた処置をし
た場合、法務当局としての立場はどう

なるかということですか。ときには出入
国管理令というものが有名無実になる
ということも考えられますし、ときに
はまた受刑者に対する法的処置につ
いてすべての受刑者に対する法的処置の
根拠が薄弱になるといふ問題もあるで
しょう。そういう立場から、法務当局
として、ことに刑事当局として、どう
いうふうにごの問題をお考えになつて
おりますか、伺つておきたいと思ひま
す。

○井本政府委員 入管局長の方から説
明がありました三百七十名の強制収容
中の者についてでございますが、これ
は入管局長の説明の通りで、前科の数
から言いますと三犯以上というよう
な、あるいは麻薬常習者あるいはヒロ
ポン関係または殺人とか強盗とかいう
暴犯の刑余者でございます。従つて、
かような者は日本の国内にフリーにし
ておかないということがわれわれとし
ては望ましい状況なので、もしでき得
るのであれば、何とかさような状態に
してまいりたいということを強く要望
しておるわけでございます。ただ、入
管令そのものの施行状況、これはまた
後ほど内田局長の方からも説明がある
と思ひますけれども、一年以上の体刑
処分を受けた者は強制送還できるとい
うことになつておりますが、この問
題につきましても、韓国側がどうして
も引き取らない。前の平和条約締結前
の状況では、こちらが退去強制にすれ
ば、どんどん向うが引き取つておつた
そうでございます。その関係で、一時
一年をこえる程度の簡単な罪の者も相
当収容されたことがあるようにござい
ます。この交渉の段階におきまして、
ある程度そのような軽い程度の者は一

時仮放免等のやり方で国内には出して
おるといふ状況もあるもので、政治的な
裁断として、いろいろ身柄の引き受け
等ができれば、ある程度の釈放という
ことも可能ではないかと考えます。た
だ、そのような凶悪な犯罪をするおそ
れのある者を、外国人でありながら永
久に韓国に返せないというのでは、こ
れはわれわれといたしましては措置の
しようがないので、その点は一つ十分
考へてまいりたいと思ひます。従来一
年をこえる程度でございまして、従来一
年をこえる程度の体刑処分を受けた者の
処置につきましては、入管局長の方が
詳細を知つておりますので、入管局長
の方から一つ御説明願ひたいと思ひま
す。

○内田政府委員 ただいまの刑事局長
のお話を補足してちよつと御説明申し
上げます。
終戦後占領軍が日本の実際の実権を
握つておりました時代、つまり昭和二
十七年の四月までの間、これは韓国側
もこの入管令を——占領軍は文字通り
入管令に従つて処置して参りました。
体刑一年以上の刑を受けて参りました
者はほとんど大村収容所に送りまし
て、そうしてまたそれを向うへ送還し
たのでございまして、韓国側も何
れも文句を言はずにそれを受けて取つた
のでございまして、ところが、講和条約
が発効いたしますと、がぜん向う側の
態度が参つて参りまして、そういう戦
前からおる者については居住権がある
んだという理由で引き取りを拒
んだのでございまして、その間に時
間的なずれがございまして、昭和
二十七年年度内にはそういうたただ一
べん懲役一年以上の刑を受けたにすぎ

ないような者がかなり大村収容所に収
容された事実がございまして、それで、
その問題がずっと懸案になつておりま
して、昨年暮れから、先ほど三田村委
員からもお話がございしましたが、収容
員からもお話しがございまして、収容
員があまりにも長期にわたるといふこと
自体が一つの人權の問題でもございま
すし、また、われわれ自身も、その後
にそうした実情にかんがみまして、退
去処分付します者と均衡などを考
へまして均衡を失つておるといふよう
なこともございまして、かたがた去年
の暮れから漸次これらの者を釈放して
参りました。しかしながら、その結果
は、現在まで十分には判明いたしてお
りませんが、はなはだおもしろくない結
果が出ておるようでございます。つま
り、相当の部分の人が再び犯罪を犯し
たというふうなことによつて逮捕、裁
判を受けておるといふふうなことを聞
いております。それから、先ほど申し
たこととありますが、実際刑務所から
送られて参ります者の数は非常に多い
のでございまして、この管理令から見
ますとこれはもつとも、管理令から見
づけておるわけではないのでありまし
て、退去処分することができるとなつ
ておりますが、それを非常にしぼりま
して、先ほど申しましたように、非常
に凶悪な犯罪者か、あるいは犯罪常習
者と認められるような者のみを退去処
分いたしておりまして、そのほかの者
は在留許可にいたしておりまして、遺憾
ながらこれも相当さういふ者はまたや
がてわれわれのところへ回つてくる
という例が少くございません。

○三田村委員 だんだんその実態は明
らかになつてきたようでありまして、
先ほど、刑事局長の御説明でしたが、
大体犯罪者のうち一割ですが、いわゆ
る内地に留の朝鮮人の犯罪者が非常
に多いのです。しかも、その処置につ
いては、お話を伺つておると、非常に
いいまいなことで、国内におつてもら
いまいなことで、国内におつてもら
いまいなことで、保護する者も引取人もない
という者が、政治的な考慮で、あるい
は今度また大村収容所から釈放しなけ
ればならないというふうなことは、治
安上相当な問題があると思ひます。
近ごろ新聞を見てもおつたもので、集
団強盗であるとか、あるいは大きな、新
聞の三面をでかか四段抜き五段抜き
でにぎわす事件の中には大が朝鮮人
なんかおるのです。これは治安上非常
に重大な問題で、十分検討を加えなけ
ればならぬと思ひます。法務当局と
しても、もとより民族平等の原則か
ら、朝鮮人なるがゆえにどうしよう
か、特別な扱いをしようというのでは

何か保護処分の保護の線に乗るのでご
ざいまして、一度われわれの方の大村
の収容所に入りまして、そこで半年以
上経過しようとする者はその線に乗ら
ないのでございます。現在におきまし
ては、大村収容所から仮放免の者を保護
する法的な機構ないしは施設は実際上
存在してないといふ実情でございま
して、先般、先ほど申しましたような
二百数十名を出しましたときも、特別
措置をいたしまして、保護に堪能な朝
鮮人などに頼んでいろいろやりまし
たのですが、これは法的な根拠を持つた
ものではなくして、実際上の措置とし
てわれわれとしてやつたわけござい
ます。

○三田村委員 だんだんその実態は明
らかになつてきたようでありまして、
先ほど、刑事局長の御説明でしたが、
大体犯罪者のうち一割ですが、いわゆ
る内地に留の朝鮮人の犯罪者が非常
に多いのです。しかも、その処置につ
いては、お話を伺つておると、非常に
いいまいなことで、国内におつてもら
いまいなことで、保護する者も引取人もない
という者が、政治的な考慮で、あるい
は今度また大村収容所から釈放しなけ
ればならないというふうなことは、治
安上相当な問題があると思ひます。
近ごろ新聞を見てもおつたもので、集
団強盗であるとか、あるいは大きな、新
聞の三面をでかか四段抜き五段抜き
でにぎわす事件の中には大が朝鮮人
なんかおるのです。これは治安上非常
に重大な問題で、十分検討を加えなけ
ればならぬと思ひます。法務当局と
しても、もとより民族平等の原則か
ら、朝鮮人なるがゆえにどうしよう
か、特別な扱いをしようというのでは

ないのですか、しかし、犯罪の防止、治安の確保という面から言えば、これは私は軽々に放任するわけにはいかぬと思うのです。しかも、今度これが大きな外交上の問題になり、あるいはまた政治問題にまで発展して、あの李ラインにおける無謀なる向うのどうかつ声明といいますが、こういうことによつて日本人全体の生存権すら脅威されておる今日、こういう問題をそう軽率に、ただ事務的な問題として処理することは、われわれ当法務委員会の一員としてどう黙って見ておられぬような気がするのであります。一体、こういう非常に悪質なといいますが、常に犯罪の充頭に立つて治安上何うかの毒を流すというふうな傾向のある者に対しては、どういふふうな将来お考えになっておられますか、あるいは現在何らか特別なお考えをお持ちであるか、一つ刑事局長から伺っておきたいと思

います。

○井本政府委員 先ほど申しましたように、さような悪質な者は、戦前からの居住者であるといなどを問わず、何とか朝鮮の方に帰してしまいたい、さような方向にできるだけ全力を尽しまして、目的を達したいというふうに考えております。

○三田村委員 先ほど、内田管理局長から、朝鮮側の言い分にも耳を傾けなければならぬ点もあるのだという御説明がありました。この問題を政治的に扱うにしても、当委員会が純法律的な立場から考えるにしても、韓国側が引き取らない理由はどういう言い分があるかというところは、実はすなおに聞いておきたいと思つておられます。お差しつかえない範囲において、その韓国側の言

分について、局長自身の口から言われた、向うの言い分にも多少耳を傾けなければならぬ点があるのだという言葉の御説明を願いたい。

○内田政府委員 私の申し上げ方がちょっと的確な表現であつたかどうか存じませんが、向うの申し分、並びにわれわれ自身としても考えてやりたいと思つております実質を申し上げますと、よくわれわれは、こういう凶悪の犯罪者、あるいは悪質の犯罪者というものにぶつかる例がしばしばあるのでございしますが、すでにおなじいさんあるいはお父さんの代からずっと日本で生まれてきており、生活の根拠地といふものがもう完全に日本にある、親兄弟はもちろん家族の全員が日本におつて、自分は朝鮮語というふうなものは全然知らない、ただ籍が朝鮮あるいは韓国の籍であるというだけのこと、自分の生活の根拠は全く日本にある、ところが、それが非常な犯罪者であるといふふうな場合、われわれとしまして、もちろんそのときの事情にもよりますが、こういう者はよくよくでなければ、やはり在留許可にいたしてあります。そのほか、外交的な面での向うの言い分と申しますと、これはもちろん向うの言うこととござい

ますから極端な言い方でございしますが、元来日本は日韓統合以来帝国主義的な搾取をやつてきて、朝鮮人をいわば奴隷的な労働者として無理やり日本に連れてきてその労働力を搾取してきたのである、ことに戦争末期などにおいては徴用と称して全然本人の意思を無視して無理やり日本に連れてきて日本との戦争に協力させたではないか、ところが、今度は、戦争が済んでし

まつてそれが要らなくなると、犯罪をちよつとやつたというようになにかこつて一方的に朝鮮に追い帰すのは全く勝手なやり方である、大体こういうふうな言い分でございます。

○高橋委員長 それでは、次回は公報をもつてお知らせすることにいたします。

本日これで散会いたします。

午後三時三分散会